

幸田町監査公示第3号

令和5年9月15日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月10日

幸田町監査委員 大 浦 裕 

幸田町監査委員 黒 木 一 

幸田町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所（略） 氏名（略）

2 請求の要旨

令和5年9月15日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）及び事実証明書として添付のあった旅行命令簿集計表（抜粋）から、本件請求の要旨を次のように解した。

幸田町長成瀬敦に対し、支払われた旅費のうち次に掲げる区分による期間（以下「期間」という。）における日当は、幸田町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和36年幸田町条例第28号。以下「条例」という。）に違反しており、極めて不当で首長自ら行ったことは厳しく問われるべきであり、旅費の重複支給及び過大支給により幸田町に損害を与えたので、その損害26,000円を補てんすることを請求する。

(1) 令和元年10月22日から25日まで

当該期間における4日分の日当14,000円については、一般社団法人全国道の駅連絡会の用務であるので、幸田町に支払根拠がなく支払義務はない。さらに、同月25日の1日分1,000円については、愛知県町村会総会への出席によるものであるが、同日までの旅費は、当該連絡会から支払われるべきもの又は支払われたものであり、重複支給である。よって、15,000円の不正支給である。

(2) 令和元年11月14日及び15日

当該期間における2日分の日当8,000円については、日帰りではなく宿泊を伴ったものであり、3,500円の2日分で7,000円であるので、1,000円の過大支給である。

(3) 令和2年10月15日から18日まで

当該期間における4日分の日当17,500円については、1日分3,500円の過大支給である。

(4) 令和2年10月26日から28日まで

当該期間における3日分の日当14,000円については、1日分3,500円の過大支給である。

(5) 令和3年10月19日及び20日

当該期間における2日分の日当8,000円については、7,000円であるので、1,000円の過大支給である。

(6) 令和3年11月11日及び12日

当該期間における2日分の日当4,500円については、日帰りではなく宿泊を伴ったものであるため、1,000円の過大支給である。

(7) 令和4年7月20日から25日まで

当該期間における6日分の日当22,000円については、1,000円の過大支給である。

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める要件を備えているものと認め、令和5年9月29日付けで受理した。

なお、本件請求に係る旅費の支給が最後にあった令和4年9月12日（以下「最終支給日」という。）を同条第2項の「当該行為の終わった日」と認め、本件請求書の提出が最終支給日から1年を経過している理由については、本件請求書に「本年8月2日に請求者に開示された文書により、過大支給等を初めて知った」と記載されており、平成20年3月17日最高裁判例によれば、行政文書情報公開請求によって開示されたことで初めて違法又は不当な公金支出が明らかにされた場合、正当な理由となることから、同項ただし書の「正当な理由」と認めた。

第3 監査の実施

1 事実関係の確認

本件請求に係る旅費の支給について、法第199条第8項の規定により、関係書類の提出を求め調査したところ、支出負担行為決議書兼支出調書、概算払精算書、戻入決議書兼通知書及び旅行命令簿の写しから、次のとおり事実を確認した。

(1) 令和元年10月22日から25日まで

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課
10月22日	香川県宇多津町	全国道の駅連絡会総会	0	3,500	0	14,000	12月10日	産業振興課
10月23日			0	3,500	0			
10月24日			0	3,500	0			
10月25日			0	3,500	0			
10月25日	三の丸庁舎	県町村会総会	0	1,000	0	1,000	12月10日	人事秘書課

(2) 令和元年11月14日及び15日

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課
11月14日	国土交通省 財務省	名豊道路要望会	17,480	4,500	0	21,980	11月13日 (11月19日)	都市計画課
11月14日	経済産業省	ロケツーリズム	0	0	12,000	15,500	1月10日	産業振興課
11月15日		協議会	0	3,500	0			

(3) 令和2年10月15日から18日まで

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課
10月15日	長崎県島原市	島原市文化交流(夙贈呈式) 島原市姉妹都市交流事業打合せ・視察	35,510	3,500	12,000	54,510	10月14日 (10月21日)	人事秘書課
10月16日				3,500	0			
10月17日				0	0			
10月16日	長崎県島原市	島原市文化交流 大夙寄贈	0	0	12,000	15,500	10月15日 (10月21日)	生涯学習課
10月17日				3,500	0			
10月17日	神戸市	道の駅、森林公園関連視察	0	3,500	12,000	19,000	12月10日	産業振興課
10月18日				3,500	0			

(4) 令和2年10月26日から28日まで

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課
10月26日	滋賀県野洲市、道の駅ほか	先進地視察	0	3,500	12,000	19,000	10月23日 (10月29日)	生涯学習課
10月27日				3,500	0			
10月27日	京都府京丹波町	道の駅、ロケツ一特産物 交流関連視察	0	3,500	12,000	19,000	10月26日 (10月30日)	産業振興課
10月28日				3,500	0			

(5) 令和3年10月19日及び20日

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課
10月19日	ウインクあいち	中部地方治水大会	0	1,000	0	1,000	12月10日	土木課
10月19日	奈良県安堵町役場	災害時における相互応援協定1周年記念事業	0	3,500	12,000	19,000	10月18日 (10月21日)	人事秘書課
10月20日				3,500	0			

(6) 令和3年11月11日及び12日

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課
11月11日	砂防会館	災害復旧促進全国大会、治水事業促進全国大会	22,740	4,500	0	27,240	11月10日 (11月15日)	土木課
11月12日								

(7) 令和4年7月20日から25日まで

(単位:円)

旅行日	旅行先	用務	鉄道賃等	日当	宿泊料	旅費支給額	支給日(精算日)	担当課	
7月20日	豊田市 安城市	愛知県市長会出席	0	1,000	0	1,000	9月12日	人事秘書課	
7月20日	市町村アカデミー、千葉県南房総市役所、山形県飯豊町民総合センター、鶴岡市、道の駅	令和4年度町長行政視察	55,540	3,500	12,000	136,540	7月19日 (7月29日)	人事秘書課	
7月21日				0	3,500				12,000
7月22日				0	3,500				12,000
7月23日				0	3,500				12,000
7月24日				0	3,500				12,000
7月25日				0	3,500				0

2 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人から証拠の提出はなく陳述の希望があったため、令和5年10月12日請求人の陳述を聴取したところ、請求人は、個別の事案については本件請求の要旨のとおりとした上で、本件の事案を発見するに至った経過及び背景を次のように陳述した。

幸田町の年間旅費支給額は、おおむね1,200から1,300万円で推移をしていたが、大須賀町政の2期目には2,000万円を超え、令和5年度当初予算では6,100万円を超えている。この原因の一つには、町長の旅行の多さ、それに随行する職員の旅費の支給にあると考えられたので、幸田町長の旅費について行政文書情報開示請求をした。開示された資料は、私が想像していたものをはるかに上回り、正直驚いた次第である。さらに、旅行命令簿が支出科目ごとに作成され、これを整理するのに相当の手間を要したが、旅行命令簿を時系列に並べ変えた時に、条例に違反する支出を発見したのである。よって、本件請求書に記載したとおり、不当利得に相当する日当相当額を速やかに返還納付すべきである。

3 関係職員の陳述聴取

本件請求に係る旅費の支給を担当した人事秘書課、産業振興課、土木課、都市計画課及び文化スポーツ課（当時は「生涯学習課」）を監査対象課として、法第242条第8項の規定により、令和5年10月19日関係職員の陳述を期間ごと個別に聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し、次のように陳述した。

(1) 令和元年10月22日から25日まで

ア 産業振興課

令和元年10月22日から25日まで4日分の日当については、一般社団法人全国道の駅連絡会から支払われておらず、幸田町が公務として条例に基づき14,000円を支払ったものであるため、不正支給であるという請求人の主張は当たらない。

なお、当該連絡会から支払われるべきであるとの請求人の主張に対しては、日当以外の旅費は当該連絡会から支払われているので、今後、日当についても同様に支払われるよう当該連絡会と調整していく。

イ 人事秘書課

令和元年10月25日の日当1,000円については、同日まで用務があった産業振興課から引き継ぐ際の調整が不十分であったため、請求人の主張のとおり重複して支払ったことを確認したので、返還請求の手續を執り、令和5年10月10日に収納した。

(2) 令和元年11月14日及び15日

ア 都市計画課

令和元年11月14日については、名豊道路の促進に関する要望会があり、当初は東京へ日帰りの予定であったが、その後、翌15日に産業振興課の用務が入り、宿泊を伴う旅行になったにもかかわらず、誤って日帰り日当4,500円を支払ったことを確認したので、請求人の主張のとおり過大に支払った1,000円について返還請求の手続を執り、令和5年9月22日に領収した。

イ 産業振興課

令和元年11月14日及び15日の2日分の日当については、都市計画課と確認の上、15日の1日分3,500円を支払ったことを確認した。

(3) 令和2年10月15日から18日まで

ア 人事秘書課

令和2年10月15日から17日までについては人事秘書課、16日及び17日については生涯学習課の用務があったが、行程の変更により、17日及び18日に用務があった産業振興課へ引き継ぐ際の調整が不十分であったため、17日の日当を重複して支払ったことを確認したので、請求人の主張のとおり過大に支払った1日分3,500円について返還請求の手続を執り、令和5年9月29日に収納した。

イ 文化スポーツ課（生涯学習課）

生涯学習課の用務があった令和2年10月16日及び17日については、人事秘書課の用務もあり、16日の日当については人事秘書課が担当、17日の日当については生涯学習課が担当ということで調整の上支払ったが、同17日生涯学習課の用務終了後に用務があった産業振興課とは調整していなかったため、重複していたことを確認した。

ウ 産業振興課

令和2年10月17日及び18日については、産業振興課の用務があったが、17日に生涯学習課の用務があることを把握していなかったため、請求人の主張のとおり3,500円を過大に支払ったことを確認した。

(4) 令和2年10月26日から28日まで

ア 文化スポーツ課（生涯学習課）

令和2年10月26日及び27日については、生涯学習課の用務があり、2日分の日当を支払ったが、27日生涯学習課の用務終了後に用務があった産業振興課と調整していなかったため、重複していたことを確認した。

イ 産業振興課

令和2年10月27日及び28日については、産業振興課の用務があったが、27日の生涯学習課の用務による日当の支払があることを把握していなかったため、請

求人の方の主張のとおり 3,500円を過大に支払ったことを確認したので、返還請求の手続を執った。

(5) 令和3年10月19日及び20日

ア 土木課

令和3年10月19日については、土木課の用務があったが、同日に宿泊を伴う人事秘書課の用務があることを把握していなかったため、請求人の主張のとおり1,000円を過大に支払ったことを確認したので、返還請求の手続を執り、すでに領収済みである。

イ 人事秘書課

令和3年10月19日及び20日については、人事秘書課の用務があり、19日に用務のあった土木課から引き継ぐ際の調整が不十分であったため、19日の日当を重複して支払ったことを確認した。

(6) 令和3年11月11日及び12日

ア 土木課

令和3年11月11日については、東京の砂防会館において災害復旧促進全国大会があり、翌12日の県内公務のため日帰りをしたが、愛知県から旅費の支給があったので、幸田町からの支給はない。12日については、県内公務終了後に同じく砂防会館において治水事業促進全国大会があり、日帰りをしたため、日当4,500円を支払ったことを確認したので、過大支給であるとの請求人の主張は当たらない。

なお、宿泊を伴っているとの請求人の主張に対しては、旅行命令簿に2日間の異なる用務を1件にまとめて記載したことにより、このような誤解を招いたと認識し、今後は、別々に記載するように努める。

(7) 令和4年7月20日から25日まで

ア 人事秘書課

令和4年7月20日から25日まで人事秘書課の用務があったにもかかわらず、課内の調整が不十分であったため、20日の県内公務による日当を重複して支払ったことを確認したので、請求人の主張のとおり過大に支払った1,000円について返還請求の手続を執り、令和5年10月10日に収納した。

第4 監査の結果

1 個別的判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、条例第8条第2項及び第9条の規定により準用される幸田町職員等の旅費支給条例（昭和29年幸田町条例第10号。以下「旅費支給条例」という。）別表に定める1日分の日当は、県内（町内及び近隣市を除く。）1,000円、県外3,500円、150メートル以上で日帰りの場合4,50

0円であること及び同条例第6条第6項の「日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する」ことを踏まえ、次のとおり期間ごと個別に判断した。

(1) 令和元年10月22日から25日まで

当該期間における4日分の日当14,000円については、幸田町が一般社団法人全国道の駅連絡会総会の次期開催地として総会及びその関連行事に参加するためのもので、担当である産業振興課の陳述にあるように、幸田町の公務として、旅費支給条例により県外3,500円の4日分として14,000円が支給されたものであり、主催者である当該連絡会からは支給されなかったと認めた。日当以外の旅費については、当該連絡会から支給されたため、旅費支給条例第16条第1項の「通常必要としない旅費を支給することとなるときにおいては、その必要としない部分の旅費を支給しないことができる」ことから、幸田町からは支給されなかった。よって、この旅費の支給については、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たらないと判断した。また、当該連絡会から支払われるべきであるとする請求人の主張に対する産業振興課の陳述からは、当該連絡会と調整しなかったため日当が支給されなかったと解され、それが関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法（明治29年法律第89号）第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

一方、令和元年10月25日愛知県町村会総会への出席による日当1,000円については、請求人の主張のとおり重複支給であり、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、担当である人事秘書課において返還請求の手續が執られ、令和5年10月10日幸田町の公金になったことをもって、請求人が主張する幸田町の損害は、補てんされたと判断した。また、人事秘書課の陳述からは、令和元年10月25日まで用務があった産業振興課との調整不足からこのような事態を招いたと解され、それが関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

(2) 令和元年11月14日及び15日

令和元年11月14日に東京で名豊道路の整備促進に関する要望会があり、翌15日も東京でロケツアーリズム協議会の予定が入り、宿泊を伴う旅行となったため、14日についても県外3,500円の日当を支給すべきところ4,500円が支給されている。これは、請求人の主張のとおり1,000円の過大支給であり、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、14日の用務の担当である都市計画課において返還請求の手續が執られ、令和5年9月26日幸田町の公金になったことをもって、請求人が主張する幸田町の損害は、補てんされたと判断した。また、この過大支給が関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

(3) 令和2年10月15日から18日まで

当該期間においては、令和2年10月17日の日当が重複して支給されている。これ

は、請求人の主張のとおり1日分3,500円の過大支給であり、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、人事秘書課、生涯学習課及び産業振興課の3課にまたがる行程を管理した人事秘書課において返還請求の手続が執られ、令和5年9月29日幸田町の公金になったことをもって、請求人が主張する幸田町の損害は、補てんされたと判断した。また、人事秘書課の陳述からは、産業振興課に引き継ぐ際の不手際からこのような事態を招いたと解され、それが関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

(4) 令和2年10月26日から28日まで

当該期間においては、令和2年10月27日の日当が重複して支給されている。これは、請求人の主張のとおり1日分3,500円の過大支給であり、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、同日から用務があった産業振興課において返還請求の手続が執られ、令和5年11月7日幸田町の公金になったことをもって、請求人が主張する幸田町の損害は、補てんされたと判断した。また、産業振興課の陳述からは、令和2年10月27日まで用務があった生涯学習課との調整不足からこのような事態を招いたと解され、それが関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

(5) 令和3年10月19日及び20日

当該期間においては、令和3年10月19日の日当が重複して支給されている。これは、請求人の主張のとおり1,000円の過大支給であり、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、同日に用務があった土木課において返還請求の手続が執られ、令和5年10月20日幸田町の公金になったことをもって、請求人が主張する幸田町の損害は、補てんされたと判断した。また、土木課の陳述からは、令和3年10月19日から用務があった人事秘書課との調整不足からこのような事態を招いたと解され、それが関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

(6) 令和3年11月11日及び12日

令和3年11月11日に東京の砂防会館において災害復旧促進全国大会があり、翌12日も同会場において治水事業促進全国大会があったが、12日に県内公務があったため日帰りをした。11日の旅費は、愛知県から支給があったため、幸田町からの支給はなく、12日の日当のみ4,500円が支給されたと認めたので、宿泊を伴っており1,000円の過大支給であるとする請求人の主張は当たらないと判断した。

(7) 令和4年7月20日から25日まで

当該期間においては、令和4年7月20日の日当が重複して支給されている。これは、請求人の主張のとおり1,000円の過大支給であり、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、担当である人事秘書課において返還請求の手續が執られ、令和5年10月10日幸田町の公金になったことをもって、請求人が主張する幸田町の損害は、補てんされたと判断した。また、人事秘書課の陳述からは、課内の調整不足からこのような事態を招いたと解され、それが関係職員の不注意によるものであったとしても、故意によるものではないので、民法第704条の「悪意の受益者」に当たるとまでは認められない。

2 総合的判断

1の個別的判断を総合すると、請求人が主張する幸田町の損害26,000円のうち11,000円については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たるが、返還請求の手續が執られ、すでに幸田町の公金になったことをもって、補てんされたと判断し、残る15,000円については、これに当たらないと判断した。

なお、本件請求に至った原因については、請求人の陳述から、旅行命令簿が支出科目ごとに作成されていることが挙げられる。一方、関係職員の陳述からは、一つの旅行が複数の課の用務にまたがって複雑かつ過密な行程となり、旅行直前に行程が変更されたり、連続して次の旅行が加わったりと、行程管理の難しさから、それぞれ担当する課相互の調整不足が生じ、旅費の重複支給及び過大支給を招いたと推察する。もとより、旅行命令簿は、個々の旅行又は用務により、支出科目ごとに担当課が作成管理しており、このことが原因であると各課も認識するところである。加えて、幸田町長の日程を把握している人事秘書課もこのことを深く反省して、旅行命令簿を一元管理し、旅行の行程管理及び関係各課への連絡調整を密に行うなど、旅費の重複支給及び過大支給を繰り返さない全庁的な取組を始めたことを申し添える。

3 結論

以上のことから、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。